

# 令和6年度山形県地域・共同受注促進事業費補助金募集要領

## 1 趣旨

県内中小企業者の受注拡大に向けた競争力強化に資するため、企業グループ等が企業同士の結びつきを強め、共同受注に向けた体制整備、受注先の開拓や受注活動に取り組む事業に対して助成するもの。

## 2 用語の定義

### (1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号及び第3号に規定する者。ただし、みなし大企業は除く。

### (2) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ① 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する中小企業者
- ② 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有する中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

### (3) 企業グループ等

県内に事業所を有する中小企業者4社以上を中心に構成された企業のグループ・団体・組合等をいう。

## 3 補助金の概要

### (1) 補助金名

令和6年度山形県地域・共同受注促進事業費補助金

### (2) 補助対象経費

| 補助対象事業   | 補助対象経費   | 備考   |
|--|----------|--|
| 企業グループ等が、専門家や先進事例を持つ企業等からの指導を受けて、共同受注に向けたルールづくり等の体制整備に取り組む事業や、共同受注に向けた発注先の開拓と受注活動に取り組む事業(ホームページ・パンフレット製作、展示会・商談会出展等) | 謝金       | 専門家の指導料等                                       |
|  | 旅費       | 専門家の旅費<br>専門家との打合せ等に伴う旅費(宿泊費除く)<br>展示会出展等に伴う旅費 |
|  | 資料代      |  |
|  | 印刷製本費    |  |
|  | 消耗品費     |  |
|  | 通信運搬費    | 郵送料等   |
|  | 商談会・展示会費 |  |
|  | 広告料      |  |
|  | 委託料      | ホームページ・パンフレット制作等                               |

|  |          |           |
|--|----------|-----------|
|  | 使用料及び賃借料 | 会議室賃借料等   |
|  | 備品購入費    |           |
|  | 負担金      | 展示会参加負担金等 |

(3) 補助率等

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助上限額：35万円

(4) 予算額

70万円

(5) 採択件数

2件程度

(6) 補助対象期間

補助金の交付決定を受けてから令和7年2月28日までの間

#### 4 応募資格要件

(1) 応募資格

応募者は共同受注に取り組む企業グループ等の代表者とする。また、当該補助金の交付を令和3年度以降に2度受けていないものであって、企業グループ等を構成する企業が次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。（加入する義務のないものを除く。）
- ④ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、交付申請日後、交付決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ⑤ 労働保険料を滞納していないこと。（交付申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと。）
- ⑥ 交付申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- ⑦ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正または再生手続きを行っていないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ⑩ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該

当しないこと。

- イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

## （2） 欠格事項

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかな場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

## 5 応募手続き

### （1） 応募締切

令和6年5月24日（金）17時

ただし、採択件数に達するまで募集期間を延長し、随時応募を受け付けます。

なお、予算がなくなり次第募集を終了します。

### （2） 応募書類

- ① 応募申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 所要額調書（様式第3号）
- ④ 応募者（企業グループ等の代表者）の概要（企業パンフレット等）

### （3） 提出方法

郵送、持参又は電子メールとします。提出先は、「9 問い合わせ・提出先」に記載し

た担当あてとし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とします。  
なお、いずれの場合も応募締切までに提出先に到着したものに限り受け付けます。

#### (4) 提出部数

郵送又は持参の場合は2部（正本、副本各1部。なお、正本を複写した1部を副本とすることも可。）

#### (5) 書類作成及び応募上の留意点

- ① 提出された書類は、審査の過程において、必要に応じて複写する場合があります。  
なお、提出された書類は、いかなる場合でも返却しません。
- ② 書類の作成、応募に係る費用は、応募者の負担とします。

#### (6) 応募に係る疑義

応募にあたり疑義・質問がある場合は、任意様式により「9 問い合わせ・提出先」に記載された担当あて、FAX又はメールにより行ってください。

### 6 審査・決定

#### (1) 審査における照会等

応募のあった事業計画書等について、審査するにあたり、問い合わせ及び関係資料を求めることがあります。

#### (2) 決定方法

県において事業目的を踏まえ、審査を行い、採択・不採択を決定します。  
なお、審査は書類審査によるものとし、審査結果に対する異議は一切受け付けません。  
また、審査の段階で補助対象経費を調整する場合があります。

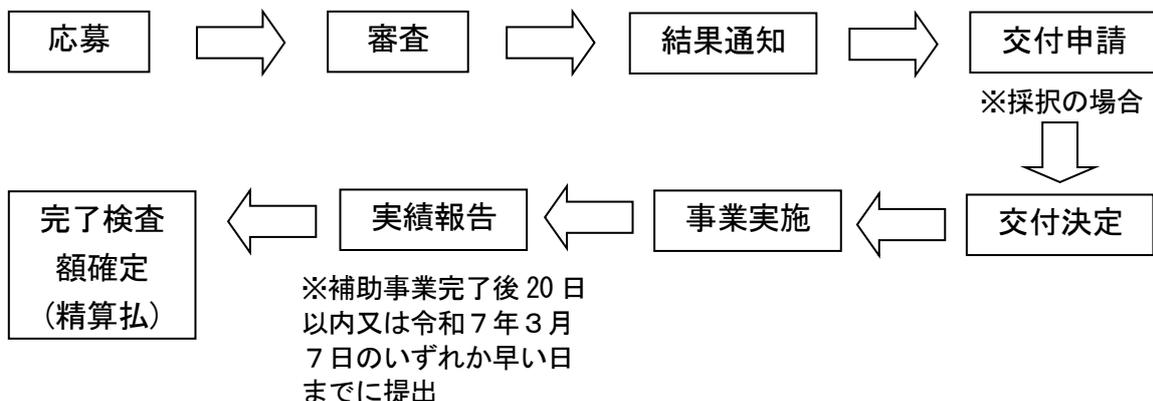
#### (3) 審査結果の通知等

審査結果は文書で通知します。

### 7 その他留意事項

採択された応募者には、交付申請の提出など補助金交付の手続きを行っていただくとともに、県が補助事業の成果を県内企業に紹介する取組みを行う際には、この取組みにご協力いただきます。

### 8 補助事業の流れ



## 9 問い合わせ・提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部産業技術イノベーション課 次世代産業振興室

電話 023-630-2749 FAX 023-630-2695

E-mail [ysaninno\\*pref.yamagata.jp](mailto:ysaninno*pref.yamagata.jp) (\*を@に変えてください)